



贈与税は、相続税と密接な関係にある税金で、相続税を補完するものと言われています。というのも、相続税がかからないように、生前に贈与をすることが考えられるため、その贈与に贈与税が課せられるのです。

来年の1月から相続税の基礎控除がこれまでの6割にまで下がることはご存じの方も多いと思います。先月、国税庁より平成25年度の贈与税の申告状況が発表されましたが、この改正の影響もあるのか、前年に比べて贈与税の申告人員は12.6%増加しており、納税額も31.1%も増加しているようです。

相続税の負担を軽減できるように、取り組みを始められている方が増加していると考えられます。

さて、近年の税制改正で設けられた『住宅取得等資金の贈与』や『教育資金の一括贈与』についての期限はご存知でしょうか。制度が設けられたときは注目を浴びてよく取り上げられていましたが、その期限が迫ってきておりますので、うっかり期限を見過ごしてしまわないように、今回はこの2つの制度の期限と内容を再確認したいと思います。

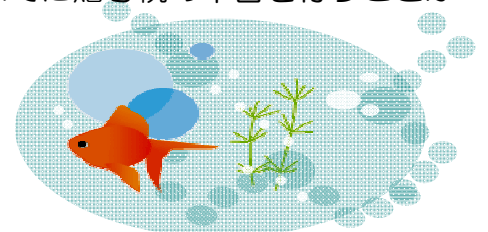
## 住宅取得等資金の贈与

この制度の期限は、今年平成26年の12月31日までです！20歳以上の孫や子供が自分の住まいを新築したり購入したりする際に、祖父母や両親が援助してあげたいといったケースが対象です。通常であれば、年間110万円までが贈与税がかからないということになりますが、今年であれば一定の要件を満たす住宅取得のための金銭を贈与した場合は、下記の金額も110万円にプラスして贈与税がかからないこととなります。

新築等する住宅	非課税限度額
省エネ等住宅	1,000万円
上記以外の住宅	500万円

一定の省エネルギー対策や、耐震対策が施された住宅

この制度の適用があるのは、一定の要件を満たす住宅の新築・取得・増改築等に充てるための金銭ですから、建物や土地そのものの贈与は対象にならないのでご注意ください。また、非課税の適用を受けるためには、贈与を受けた年の翌年3月15日までに贈与税の申告を行うことが要件となっているので、忘れずに申告を行うことが重要です！



## 教育資金の一括贈与

こちらの制度は、ニュースなどでも多く取り上げられていたため記憶にも新しいかと思いますが、ずっと認められているものではなく、来年**平成27年12月31日まで**の間に行った場合にのみ一定金額が非課税となる制度です。

もう少ししてから考えようと思っていた方は、来年の期限切れを見据えて検討しておく必要があります。

30歳未満の子や孫に対してその両親や祖父母から教育資金を一括贈与した場合に、1,500万円まで（学校等以外の用途の場合は500万円まで）は非課税となる制度です。

取り扱っている信託銀行等で手続きをすることになりますが、手続きには口座の開設や必要書類の準備等で少し時間を要しますので、あまりぎりぎりにならないように注意してください。

また、こちらの制度では、金融機関を通じて教育資金非課税申告書を税務署へ提出することになります。

なお、この資金が教育資金として使われなかった場合や、贈与を受けた子や孫が30歳になった時に、贈与を受けた資金を使い余ってしまった場合には贈与税が課税されることとなりますので、教育資金として使用見込みのある金額の範囲で贈与することも重要です。

ただし、この制度については政府が2～3年の延長と資金用途についても広げることを検討していますので、今後の発表が注目されます。

いずれの制度も細かな要件等の確認が必要になりますので、ご検討の際は、担当者までご相談下さい。

## 平成26年度路線価発表！

先日、国税庁のHPで平成26年度の路線価が発表されました。

この路線価は、土地を相続する場合や贈与するときの評価の基準となります。ご自身の土地の評価がどれくらいになるのかご興味がある方は、国税庁のHPで路線価を確認していただくことができます。ざっくりとした評価を出そうとする場合は、お持ちの不動産の路線価に面積を乗じていただくと、評価の目安になります。

ただし、二路線以上に接していたり、特殊な形状であったりする場合には、評価額が増減致しますので、ご注意ください。